

長野県不登校児童生徒への支援の在り方懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県における不登校未然防止及び不登校児童生徒への支援について検討する上で、有識者等の意見を聴くため、長野県不登校児童生徒への支援の在り方懇談会を開催する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(会議事項)

第2条 懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 不登校の現状と課題の分析
- (2) 不登校支援に係る今後の取組の策定

(構成)

第3条 懇談会の構成員は、別表のとおりとする。なお、必要に応じ、その他の者の意見を聴くことができる。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置く。

(開催時期)

第5条 会議は令和2年3月31日までの間、開催するものとする。

長野県不登校児童生徒への支援の在り方懇談会構成員

	氏 名	所 属 等	備 考
1	夏目 宏明	長野県精神保健福祉士協会長	学識経験者
2	茅野 理恵	信州大学教育学部准教授	学識経験者
3	戸枝 智子	NPO 法人 子ども・若者サポートはみんぐ事務局長	不登校支援に係る 民間施設の関係者
4	西森 尚己	はぐルッポ代表	不登校支援に係る 民間施設の関係者
5	近藤 守	長野市教育長	学校関係者
6	代田 昭久	飯田市教育長	学校関係者
7	田川 昌彦	長野市立鍋屋田小学校長	学校関係者
8	北澤 嘉孝	長野市立東部中学校長	学校関係者